

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時57分)

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、7番、一倉伸一君、8番、田嶋久美君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和6年4月25日付で、別紙の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により決定を求めるものです。

令和6年5月9日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等については、細谷補佐から説明いたします。

議長 細谷課長補佐の説明を求めます。

事務局。

細谷課長補佐 お世話になります。細谷です。よろしくお願いします。

それでは座らせていただきます。

それでは、お手元の資料2ページをご覧ください。

今月の農地利用集積計画につきましては、新規案件が2件となっております。

まず1件目です。

利用権を設定する貸手は広馬場の方、賃貸借の設定で、農地の所在は広馬場字八幡下2404の2番です。現況地目は畑、面積は2,439平米となっております。借手は広馬場の方、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和6年6月1日から10年間、令和16年5月31日までとなっております。賃借料は2万4,000円、支払い方法につきましては口座払いとなります。

3ページ、ご覧ください。

3ページは利用集積の計画書となっております。

4ページが農業経営の状況ということでございます。こちらの借りる方につきましては、会社ということで、現在経営している面積が農地1万3,339平米となっております。主に、イチゴ、枝豆、ネギ、こちらを栽培しております。農業従事者につきましては5人、雇用労働力として3人です。農機具の所有状況につきましては、軽トラ、軽バン、トラクター、埋立て機を現在所有している状況でございます。

それでは、5ページをご覧ください。

2件目の計画です。農地の所在は榛東村山子田字倉海戸73番。現況地目は田。面積は1,287平米。権利の種類は使用貸借権。水田利用となります。利用権を設定する方は山子田の方です。始期は令和6年6月1日から5年間、令和11年5月31日までです。利用権の設定を受ける方は、前橋市の方です。こちらにつきましては、群馬県農業公社を介した利用権の設定となります。

6ページが貸手から群馬県農業公社に貸す関係の書類となっております。

7ページご覧ください。こちらが、群馬県農業公社から借手の方に貸すための書類となっております。

7ページ下段です。借手につきましては、現在、全て借入地で5,948平米、農地を経営しております。主に作っているものがナス、ブロッコリー、スイートコーンです。世帯員2人で農業従事しております。持っている農機具につきましては、トラクター、動力噴霧機、管理機、軽トラックとなっております。

説明については以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで、課長補佐の退席を認めます。

(細谷課長補佐退席)

◎議案第2号

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書8ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字山子田字川端557番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積971平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は渋川市の方。経営面積は自作地9.7アール。申請事由は、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があり応じることとしたとのことです。譲受人は山子田の方です。経営面積は自作地18.1アール。申請事由は、野菜作りを中心に多角的に営農しており、譲り受けして、野菜作りを行いたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は4人中3人です。

議案書9ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員2番、牧口誉詞君。

牧口委員 推進委員2番の牧口でございます。

ただいま事務局長より説明がありました1番の申請につきまして、地元委員として、説明させていただきます。

譲受人は、日頃から農家として野菜を作って、勤めながらも、野菜を作っております、意欲は認められますので、野菜を作れるものと思われれます。

私としては、問題がないので、許可相当と思われますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可といたします。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題とします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書10ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。こちら、大字新井字北原2848番1。この土地は令和5年9月定例会で審議され、同年9月26日に県の許可が下りております。

令和5年度の地籍調査により、面積が変更となり、当初計画の実行が困難となったため、区画数を6区画から5区画への変更を行いたいとのことです。

以上で議案第3号、番号1の説明を終わります。

議 長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

3番、農業委員、真下治彦君。

真下委員 3番、農業委員、真下です。

まず、事務局のほうに尋ねたいんですけど、昨年許可になったのが、戸数が4戸でこの会議で許可出してます。この当初計画が6区画とあるんですけど、これは事業者が県に再申請をしてはねられたんですよ。そのはねられたやつを基に、ここでまた審議をするべきかどうかというのが、まず1つです。

平米の変更でと出ているんですけど、前回、やっぱり9月にしたその平米と全く同じ数字なんですよ。こういうのが、まずこの会議で受けて審議するべきかどうかを確認したい。

議 長 事務局長。

事務局長 詳細、富澤書記のほうから説明します。

議 長 事務局。

富澤書記 事務局の富澤です。

まず、申請ですが、事務局としては6区画で県の許可を得ていると認識しております。それと、面積についてですが、国土調査の関係で面積は1,986平米になるんですけども、現時点で登記面積は1,403平米ですので、今回の議案書とか、調書とかにはその1,403平米の数字を載せてございます。

以上です。

議 長 以上です。

それでは、真下農業委員、どうぞ。

真下委員 いや、私が聞いておるのは、だから、これを審議するべきかどうかを聞いて
いるんで、その中身というよりも、まず、その前の。

議 長 事務局長。

事務局長 暫時休憩をお願いします。

議 長 では、暫時休憩。

(休憩 午前10時15分)

(再開 午前10時25分)

議 長 では、暫時休憩をここで解きます。

それでは、再開したいと思います。

地元委員のもう一度説明をお願いします。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 この議案は昨年9月にこの会議の場で許可相当との意見が出てますので、
地元としても問題ないと思います。

それをお願いします。

議 長 ただいま、地元委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はご
ざいませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めま
す。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたしま
す。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第4号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書11ページからとなります。

議案第4号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字山子田字十日市58番4。地目は登記簿、現況ともに田。面積403平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は高崎市の方。譲受人は吉岡町の方。転用目的は分譲住宅用地。施設等は特定建築条件付売買予定地1区画。転用理由、譲受人は吉岡町で不動産業を営んでおり、申請地は生活環境に恵まれ、近隣市町村への通勤圏として需用が見込まれるため、特定建築条件付売買予定地として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するということです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第4号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員2番、牧口誉詞君。

牧口委員 推進委員2番の牧口でございます。

ただいま事務局長が説明されたとおりでございますが、5区地元委員として発言をお許し願いたいと思います。

まず、申請地、場所の説明ですが、高崎安中渋川線の山子田北の信号を、北谷地・大藪線を600メートルほど下ったところにあります。高崎渋川線バイパス方向です。12ページの地図にありますように、北側が道路に面しており、東側と南側が農地であり、西側は宅地となっております。

13ページに申請地の建物や駐車スペース、合併浄化槽等の予定図がありますが、雨水に関しましては、浸透処理、あるいは、側溝排水になると思われます。

隣接する農地に影響はないものと思われます。

よって、許可相当で問題ないと思われます。

委員の皆様ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号2について説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書は14ページからとなります。

議案第4号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字山子田字倉海戸178番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積1,099平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方。譲受人は前橋市の方です。転用目的は分譲住宅用地。施設等は建売住宅64.66平米が2棟、69.56平米が2棟。転用理由、譲受人は前橋市で不動産業を営んでおり、申請地は学校、商業施設が至近にある閑静な住宅地に位置しており、日当たりもよく、住宅用地に適していることから建売分譲住宅用地として取得したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。また、宅地開発審議事案です。

以上で、議案第4号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員2番、牧口誉詞君。

牧口委員 推進委員2番の牧口でございます。

議案第4号、2番について事務局長が説明されたとおりでございますが、地元委員として一言申し上げたいと思います。

申請地の状況ですとか、譲渡人の意欲といえますか、そういったことなんですが、まず申請地でございますが、先ほど、番号1の申請地に近く、村道北谷地・大藪線を挟んで、北へ50メートルのところにあります。地図14ページ、15ページですかね、周辺を道路と宅地に囲まれておりまして、南側は雑種地とありますが、太陽光パネルが

入っております。東側は宅地となっております。

申請地はいわゆる耕作放棄地ではありませんでしたが、遊休農地として使用を持て余したと聞いております。

また、譲渡人は数年前に脳梗塞を患ったと聞いております。

当該申請地周辺は徐々に宅地化が進む中で、後継者は農業生産に対する意識は低く、ほかに所有する農地は近隣農家と契約栽培を依頼していると聞いております。

雨水に関しましては、自然浸透、または、側溝排水を計画されているようです。

申請地が宅地に転用されることにより、周辺農地や周辺に影響が出るということはないと思われますので、許可相当で問題はないものと思われますので、委員の皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

12番、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

この案件につきましては、宅地開発審議案件ということでありますので、どのような意見があるか、できればお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局長。

事務局長 総務課から近隣の防犯対策のため、防犯灯の設置を検討してください。走行車両の視認確保のため、カーブミラーの設置を検討してください。

税務課、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物建設完成後は家屋調査に協力してください。

住民生活課、騒音、振動関係、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に該当する作業を行う場合は当課に対し、特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。ごみ関係、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に直接処理してください。世帯数の増加等により、新規ごみステーションを設置する場合には、住民生活課までご相談ください。ごみステーションの設置位置については、収集業者及び地元住民の意見を尊重し、交通の妨げや事故、悪臭の苦情にならないよう設置してください。

産業振興課、農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していない場合は関係機関に提出してください。

建設課、雨水対策、定期的な除草、防火、防災等、適正な開発地の管理をお願いします。上下水道管の引込み工事には、道路占用の申請が必要となります。道路側溝へ

の蓋設置は承認工事申請が必要となります。工事に際し、道路の通行規制をする場合には申請が必要となります。官有地、民有地の間に未整備部が生じる場合、舗装や除草対策等を検討してください。

上下水道課、上水道について、給配水計画図のとおり、本管V P 50φからそれぞれの区画、H I V P 20φへ引込み、官民境界から1メートルの範囲内の場所にメーターの設置をお願いします。詳細については、別途上下水道課と協議願います。

教育委員会、申請地近隣には榛東村立北小学校の通学路として村道倉海戸・十日市線を利用する児童が多数いることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては、十分注意してください。

生涯学習課文化財保護係、当該区域は周知の遺跡の範囲には該当しませんので、事前の手續等が必要ありません。もし、掘削時に土器、石器の遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに榛東村教育委員会事務局文化財保護係までご連絡くださいと指示が出ております。

以上です。

議長 長 以上。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成。よって、議案第4号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号3について説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書は17ページからとなります。

議案第4号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字新井字堂塚1892番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積500平米。権利は使用貸借。貸付人は新井の方。借受人は新井の方。転用目的は一般個人住宅。施設等は一般住宅117.59平米。転用理由、借受人は実家で両親と暮らしているが、子どもの成長に伴い手狭となり、自己住宅の建築を計画したところ、貸付人の了解が得られたため、申請地に住宅を建築したいとのことです。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのことです。備考です。

が、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、議案第4号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

ただいまの議案第4号、番号3の案件につきましては、自己及び同居の親族に関わることであり、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に抵触しないよう、この席から退席の許可をお願いいたします。

以上です。

議長 農業委員、12番、小山伸一君、退席を認めます。

(小山委員退席)

ほかに何かご意見ございませんか。

農業委員4番、飯塚綾子君。

飯塚委員 ただいま説明のあったとおりですが、担当農業委員として一言申し上げます。

現地は南小学校より北東の方面へ直線距離にして二、三百メートルほどの場所です。北側が村道、東側は一般住宅、南と西は農地となります。

雨水は自然浸透となりますが、北側には側溝もあり、周りの農地に影響はないと思われしますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、農業委員12番、小山伸一君の入室を認めます。

(小山委員入室)

次に、議案第4号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号4について説明申し上げます。

議案書12ページ、現地確認調書20ページからとなります。

議案第4号、番号4、図面番号4。農地の所在は大字新井字十二前2318番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積1,511平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人も新井の方。転用目的は分譲住宅用地。施設等は建売住宅59.61平米が4棟となります。転用理由、譲受人は申請地は日当たりがよく、高崎、前橋の通勤圏で、交通の便も良いため、住宅用地に適していると考え、建売分譲住宅用地として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。また、宅地開発審議事案です。

以上で、議案第4号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥です。

議案第4号、番号4番の件ですが、自己に関わることですので、退席の許可を求めます。

議長 推進委員4番、羽鳥静男君の退室を認めます。

(羽鳥委員退席)

ほかに何かご意見はございませんか。

農業委員、4番、飯塚綾子君。

飯塚委員 4番の飯塚綾子です。ただいま説明されたとおりでございますが、地元委員として一言申し上げます。

現地は二十一区コミセンの西側隣に位置しておりまして、北側、南側に道路に挟まれております。

西側は農地となっておりますが、以前は耕作放棄地のようになっておりましたので、それが解消されることであれば、よいかと思います。

下水は公共下水、雨水ますも設置されて、周りの農地に影響はないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はありますか。

12番、農業委員、小山伸一君。

小山委員 農業委員、12番、小山でございます。

こちらの案件も、宅地開発審議案件ということでありますので、その辺、詳細等、

お願いをいたします。

議長 事務局長。

事務局長 それでは、指示、要望事項から説明します。

総務課、近隣の防犯対策のため、防犯灯の設置を検討してください。走行車両の視認確保のため、カーブミラーの設置を検討してください。

税務課、開発工事完成後の土地現況調査を協力してください。建物建設完成後は家屋調査に協力してください。

住民生活課、騒音、振動関係、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に該当する作業を行う場合は当課に対し、特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。ごみ関係、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に直接処理してください。世帯数の増加等により、新規ごみステーションを設置する場合には、住民生活課まで相談ください。ごみステーションの設置位置については、収集業者及び地元住民の意見を尊重し、交通の妨げや事故、悪臭の苦情にならないよう設置してください。

産業振興課、農地法許可申請に係る意見書の交付願いを提出していない場合は関係機関に提出してください。

建設課、雨水対策、定期的な除草、防火、防災等、適正な開発地の管理をお願いします。上下水道管の引込み工事には、道路占用の申請が必要です。開発道路と既設村道との取付け部分の工事には、承認工事申請が必要となります。工事に際し、道路の通行規制をする場合には申請が必要となります。開発道路について、今回の協議内容では、寄附を受納、要は受けませんので、適正な維持管理をお願いします。また、一般車両の通り抜け等を防止するため、私道であることを明示する看板等の設置を検討してください。官有地と民有地の間に未整備部が生じる場合、舗装や除草対策等を検討してください。

上下水道課、上水道について、本管H I V P 75 φ から、新設H I V P 50 φ を延長してください。新設H I V P 50 φ からそれぞれの区画に、H I V P 20 φ で引込み、官民境界から1メートルの範囲内の場所にメーターの設置をお願いします。また、管末に排泥弁の設置してください。排泥弁の排水先がない場合は、管栓帽をしてください。詳細については、別途上下水道課と協議を願います。下水道について、当該箇所は下水道のエリア外になりますので、浄化槽に計画変更してください。また、浄化槽については、浄化槽施工要領書に基づくほか、浄化槽上部に車の乗り入れが想定される場合には、耐荷重を考慮したものとしてください。

教育委員会事務局、申請地近隣には小学校の通学路として設定されている箇所があ

りませんが、申請地周辺の通学路を通行する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては、十分注意してください。

生涯学習課文化財保護係、当該区域は周知の遺跡の範囲には該当しませんので、事前の手续等が必要ありません。もし、発掘時に土器、石器などの遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに榛東村教育委員会事務局文化財保護係まで連絡くださいと。

以上です。

議長 事務局長の説明が終わりました。ほかにご意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号4は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、推進委員4番、羽鳥静男君の入室を認めます。

(羽鳥委員入室)

議案第4号、番号5について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号5について説明申し上げます。

議案書12ページ、現地確認調書は23ページからとなります。

議案第4号、番号5、図面番号5。農地の所在は大字新井字長谷津2574番1。地目は登記簿、山林、現況、畑。面積は1,092平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は富岡市の方です。転用目的は事務所用地。施設等は事務所81.98平米。転用理由、譲受人は富岡市内で動物の診療施設の経営、家畜の飼育管理指導等を行っており、立地条件のよい申請地において、新事務所を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。また、宅地開発審議事案です。

以上で、議案第4号、番号5の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番の真下です。

これ、ちょっと、説明する前に、事務局にまたお尋ねなんですけど、登記簿、地目山林で、現況が畑、この現況を確認するのは、いつやるんですか。年に1回、ここに畑、全域見るとかそういうことをやるんですか。

例えば、あの畑、この畑でもいいんだけど、山林、樹木で、木が1本植わっていたとする。その場合は山林になっちゃうんかね。

議 長 事務局長。

事務局長 なります。

真下委員 いや、聞きたいのは、だから、樹木が山林で、現況。

事務局長 暫時休憩、お願いします。

議 長 暫時休憩。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前10時55分)

議 長 では、農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番の真下です。

現地は、林業試験場の南東の位置になります。場所的には、東側に宅地、南も宅地、道路には下水、側溝がございます。

この土地、持っている者、同級生でよく知っているんですけど、全く百姓というか、耕作する意志がないので、買ってもらったほうが逆に、逆にというか、そのほうが生きるかなと思います。

地元の考えでは、これはよろしいんじゃないかと思いますので、皆様のご審議、お願いします。

議 長 ただいま地元委員から許可相当の説明がありましたが、ほかにご意見ありませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

この案件も宅地開発審議案件ということでありますので、今回件数多いんで、産業振興課の件だけでちょっと意見をこれからお願いできればと思いますんで、よろしくお願いします。

議 長 事務局長。

事務局長 産業振興課の指示でございます。

農地法許可申請に係る意見書の交付願いを提出していない場合は関係機関に提出してください。

そういう指示となっております。

以上です。

議 長 ほかにはご意見ございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番の小山でございます。

ただいまの案件、先ほどもちょっと、続きになるんですけども、産業課から、変更申請ということでありますけども、山林から今度は宅地に変えるような形になるんですか。農地を経由して変えるのか、その辺をできればちょっと確認をできればと思います。お願いします。

議 長 事務局長。

事務局長 山林から許可が下りれば宅地と変更になります。

以上です。

議 長 ほかには意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号5について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第4号、番号5は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号5は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号6について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号6について説明申し上げます。

議案書12ページ、現地確認調書26ページからとなります。

議案第4号、番号6、図面番号6。農地の所在は大字新井字北原2763番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は418平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は前橋市の方。転用目的は一般個人住宅。施設等は一般住宅86.53平米。転用理由、譲受人は前橋市内でアパート暮らしをされており、将来のことを考え、自宅の建築を計画し、適地を探していたところ、譲渡人の了解が得られたため申請地に住宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第4号、番号6の説明を終わります。

議 長 議案第4号、番号6について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番の真下です。

地元としての見解をお伝えします。

現状は、周り、ほとんど畑なんですけれど、北側には宅地、作業場がございまして、その挟んだ道に、道にというのも、その場所ですが、昨年辺りに16戸の新しい、小さいけど、16戸まとめた住宅地が販売されました。その一角のすぐ東側になります。現状、畑、周り畑なんですけれど、いずれこの辺もみんな埋まっていくかなって思います。

北側道路で、下水があり、側溝もあり、現状として、地元委員としては問題ないと思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号6について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第4号、番号6は許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号6は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号7について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号7について説明申し上げます。

議案書13ページ、現地確認調書29ページからとなります。

議案第4号、番号7、図面番号7。農地の所在は大字広馬場字下の前302番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積は856平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人も広馬場の方。転用目的は工業用地。施設等は配管加工工場795平米。転用理由、譲受人は村内で管工事業を営んでおり、業務拡張により、会社隣接地の新工場等の用地として譲り受けたいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。また、宅地開発審議事案です。

以上で、議案第4号、番号7の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号7について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員8番、田嶋久美君。

田嶋委員 8番農業委員、田嶋です。

地元委員として、議案第4号、番号7について若干補足説明をさせていただきたいというふうに思います。

場所につきましては、広馬場のコメリとセブンイレブンの前に、細い農道がありますけども、そこを約500メートルから600メートルぐらい下った場所になります。そこに株式会社、この譲受人の会社がございます。

譲渡人のほう、地目は田になっていますけども、10年、20年数来、耕作はしておりません。除草作業等の、管理をしておりました。

いずれにしても、譲受人のほうは、会社の規模拡大という形で、新たに工場を造って、業務を行いたいという状況であります。ちょうどうまく譲渡人と譲受人の内容が合ったのかなというふうに思います。

30ページを見ていただきますと、特に、三機工が、この今の現状の土地と、新たに申請地、今回の申請地を一角を含めて、全体を工場としてうまく活用していきたいというような形で、今回、こういう形の申請が出たと思われま。

また、申請地については盛土をして、自営も併せて、新たな工場を造りたいというような形になっております。

また、周りの農地等については、現況も影響はないというふうに思われます。

よって、私としては許可相当と思われましますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号7について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号7は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号7は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号8について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号8について説明申し上げます。

議案書13ページ、現地確認調書32ページからとなります。

議案第4号、番号8、図面番号8。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1069番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積580平米。また、広馬場字八ノ海道1070番1。登記簿、現況ともに田。面積439平米。また、広馬場字八ノ海道1070番2。登記簿、現況ともに田。面積125平米。3筆の合計面積が1,144平米となっております。権利は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は分譲住宅用地。施設等は建売住宅52.17平米が2棟となっております。転用理由、譲受人は高崎市で不動産業を営んでおり、申請地は通勤、通学や、買物の便が良く、住宅地として最適であることから、購入し、建売分譲住宅として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。また、宅地開発審議事案です。

以上で、議案第4号、番号8の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号8について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員6番、金井強君。

金井委員 推進委員6番、金井でございます。

ただいま事務局より説明がございました番号8番について、補足説明をさせていただきます。

申請目的は先ほどの説明のとおりでございますが、付近の状況を申し上げますと、近隣には小学校、幼稚園、また、コミュニティセンター等がございます。また、ドラッグストアや、スーパーなども比較的近いところがございます。このような付近の状況からして、以前より、宅地化が進んでいる地域でございます。

32ページ、33ページ、34ページに記載があるとおりなんですけれども、当該物件の状況は、近隣の状況は、東側、西側は住宅、北側は公道、南側は水路を挟み、譲渡人の畑となっております。

排水についても、汚水や雑排水については、公共下水、また、雨水等については、自然浸透、または、側溝等もございますので、問題はないと思います。

また、境界についても、擁壁を施し、隣接地に影響を及ぼすこともないと思われますので、許可相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

ちょっと確認なんですけども、全体面積が1,144平米ということで、これを2区画に分譲と、建売をするということなんですけども、1区画広いほうで585平米を超えているというようなことで、一般的に、住宅転用する場合は、1区画500平米を1つの基準としているということの中で考えると、これ、両方とも、500を超えた形になってしまっていると、また、その辺で、いろいろ協議をしたほうがいいんじゃないのかなというふうに思いますので、事務局等の意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

議 長 事務局。

富澤書記 事務局の富澤です。

先ほど小山委員からご質問いただいた件でございますけれども、ここが現地見ていただいて、確認していただいたところで、東西に向かって、南北とか東西というか、傾斜になっているところで、現在が2段の形で田んぼになっています。ここを3区画に割ろうとすると、造成工事が大がかりとなって費用が多額にかかってしまうということで、業者から確認を取っております。

そのため、現状の土地の形状に合わせて、2区画で行いたいというふうに説明を受けています。

以上です。

議 長 ほかに意見ございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 農業委員の小山です。

こちら、宅地開発審議案件ということでありますので、簡単に産振だけでも結構ですので意見をお願いいたします。

議 長 事務局長。

事務局長 産業振興課の指示事項でございます。

農地法許可申請に係る意見書の交付願いを提出していない場合は関係機関に提出してくださいと指示しております。

以上です。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号8について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号8は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号8は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号9について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号9について説明申し上げます。

議案書13ページ、現地確認調書35ページからとなります。

議案第4号、番号9、図面番号9。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道2287番。地目は登記簿、現況ともに田。面積1,522平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は高崎市の方です。転用目的は分譲住宅用地。施設等は建売住宅52.17平米が4棟。転用理由、譲受人は高崎市で不動産業を営んでおり、申請地は通勤、通学や買物の便が良く、住宅地として最適であることから、購入し、建売分譲住宅として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。また、宅地開発審議事案です。

以上で、議案第4号、番号9の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号9について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 7番農業委員の一倉です。

ただいま、事務局長より説明がありました議案第4号の9の申請につきまして、地元農業委員より補足説明させていただきます。

現地確認書においては、35から37ページになっております。場所的には広馬場の八ノ海道の信号を西に上っていくと右側に自衛隊の官舎があります。その奥になります。

付近の状況を申し上げますと、北側、南側に道路、または側溝が走っております。近辺には住宅があり、北側に畑、田んぼ等があります。隣接場所においては、ちょっとした擁壁がしてあります。排水においては、公共下水、雨水には自然浸透を計画しており、隣接する農地においては、影響はないと思われます。

私としましては問題がありませんので、許可相当と思われます。ご審議のほどよろ

しくお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との意見、説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山です。

こちら、宅地開発審議案件ということでございますので、産振の関係だけで結構でございますので、意見等あったらお願いいたします。

議長 事務局長。

事務局長 産業振興課の指示事項でございます。

農地法許可申請に係る意見書の交付願いを提出していない場合は関係機関に提出してください、以上の指示事項となっております。

議長 ほかに意見ありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号9について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号9は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号9は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号10について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号10について説明申し上げます。

議案書14ページ、現地確認調書は38ページからとなります。

議案第4号、番号10、図面番号10。農地の所在は大字広馬場字八幡下2394番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積100平米。また、大字広馬場字八幡下2394番2。登記簿、現況ともに畑。面積177平米。2筆の合計面積は277平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は渋川市の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は分譲住宅用地。施設等は建売住宅52.17平米。転用理由、譲受人は高崎市で不動産業を営んでおり、申請地は通勤、通学や、買物の便が良く、住宅地として最適であることから、購入し、建売分譲住宅として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、議案第4号、番号10の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号10について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 農業委員7番の一倉です。

ただいま事務局長より説明がありました議案第4号の10の申請につきまして、地元農業委員より補足説明させていただきます。

現地確認書においては、38から40ページになっております。

場所的には、先ほどの自衛隊の官舎よりまた上に300メートルぐらい上っていただいて、十字路の右側になります。付近の状況を申し上げますと、大分、周辺には、住宅が建てられており、申請地の東側に畑、田んぼ等があります。

隣接場所においては、擁壁等を計画しております。排水においては、公共下水、雨水は自然浸透を計画しており、隣接する農地においては、別に問題というか、影響はないと思われます。

自分としましても、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号10について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号10については原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号10は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで全ての議案を審議されましたので、暫時休憩といたします。

開始を11時30分からとします。

(休憩 午前11時20分)

(再開 午前11時30分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午後 0時10分)